

入札説明書

東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却（令和7年1月7日公告）に係る入札については、下記に定めるところによるものとする。

記

1 業務内容

- (1) 業 務 名 東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却
- (2) 予定電力量等 別紙「東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却 仕様書」による。
- (3) 仕 様 内 容 別紙「東播臨海広域クリーンセンター余剰電力売却 仕様書」による。
- (4) 供 給 場 所 高砂市梅井6丁目1番1号

2 入札参加資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、入札に係る公告の日から入札の日（以下「入札日」という。）までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく高砂市の規則等による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 高砂市外に本社、営業所等を有する者にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（以下「国税」という。）に滞納がないこと。ただし、高砂市内に本社、営業所等を有する者にあつては、国税及び法人市民税に滞納がないこと。
- (5) 高砂市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 仕様書等の内容を熟知し、電力供給内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札参加資格審査確認に関する事項

(1) 入札参加資格の確認申請

入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を高砂市に提出し、審査を受けることとする。

また、申請期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加できないものとする。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
- イ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ウ 商業登記簿謄本（複写可）
ただし、発行の日から6か月以内のものとする。
- エ 印鑑証明書（複写可、拡大複写不可）
ただし、発行の日から6か月以内のものとする。
- オ 国税納税証明書（その3の3）（複写可）
ただし、発行の日から6か月以内のものとする。
- カ 市税完納証明書（複写可）
ただし、高砂市に課税がある場合のみとし、発行の日から6か月以内のものとする。
- キ 決算報告書の写し（申請日の属する事業年度の直前のもの）
- ク 委任状（権限を支店長、営業所長等に委任する場合）（様式2）

(2) 申請書類の受付

- ア 提出期間 令和7年1月8日（水）から同月17日（金）午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- イ 提出場所 〒676-0074 高砂市梅井6丁目1番1号
高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま
- ウ 提出方法 一般書留郵便による郵送とし、期限までに必着のこと。
また、封筒に「電力売却入札参加資格確認申請書在中」と朱書すること。

(3) 審査結果の通知

入札参加希望者から提出された申請書類により、入札参加資格の確認を行うものとする。

申請書類に基づく審査の結果は、令和7年1月21日（火）までに郵送又はファクシミリにより通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、高砂市に対しその理由について書面により説明を求めることができるものとする。

(4) その他

- ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書類は、返却しないものとする。また、提出された申請書類は、入札参加資格の確認以外には無断で使用しないものとする。
- ウ 提出期限日以後における申請書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。

4 質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に定めるところにより受け付けるものとする。

- ア 受付期間 令和7年1月8日（水）から同月17日（金）午後5時まで
- イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式7）によりファクシミリ又は電子メールで提出すること。
- ウ 提出先 高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま

FAX 079-448-5338

電子メール tact3430@city.takasago.lg.jp

- (2) 回答については、令和7年1月21日（火）から高砂市ホームページで随時公表する。

5 入札に係る事項

(1) 入札日時等

ア 日 時 令和7年2月4日（火） 午前10時30分から

イ 場 所 高砂市荒井町千鳥2丁目2番16号

高砂市南庁舎3階入札室兼会議室

電話番号 079-442-2101 内線4294

（担当課）高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま

電話番号 079-447-1760

ウ その他 入札の立会いは、任意とする。

(2) 入札方法

ア 令和7年2月3日（月）午後5時までの一般書留郵便又は持参によるものとする。

イ 入札書の提出場所

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市財務部財務室契約管財課

電話番号 079-443-9011

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格通知書を確認するので、書面の写しを同封しておくこと。

エ 入札の執行回数は、1回を限度とする。

オ この入札の公告に定める入札手続、入札に関する条件等を十分承知の上入札すること。

6 落札者の決定方法

- (1) 高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号。以下「契約規則」という。）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上である場合は、くじによって落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することができないものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約単価に仕様書に記載する予定売却電力量を乗じた予定総額（契約単価ごとに各予定売却電力量を乗じた金額の合計）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の日までに納付するこ

と。ただし、保険会社との間に高砂市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を同日までに提出したとき等契約規則第30条各号に該当する場合は、この限りでない。

8 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の場所に所定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者又はその代理人が当該入札において2通以上した入札でないこと。
- (3) この入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2者以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 談合その他の不正行為によってなされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 契約の締結は、単価契約により行うものであること。契約単価は、消費税及び地方消費税相当額を含む単価とし、(8)の入札金額積算内訳書に記載された単価に1.1を乗じた額（消費税及び地方消費税相当額の税率10パーセントを加算した額）とする。
- (7) 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳を入札書に添えて提出すること。この場合において、積算内訳は、別に定める入札金額積算内訳書に記入すること。
- (8) 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 入札の執行回数は、1回を限度とする。

9 売却金の納付条件

月ごととする。

10 契約

- (1) 契約条項は、契約書（案）によるものとする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

11 入札の無効

- (1) この入札に係る公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において、入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。
また、入札者の連合の疑いのあるとき、不正不穏行動等により入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。
これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

13 その他注意事項

- (1) 入札者は、仕様書等を十分に理解し、次に掲げる事項に留意の上、入札に参加すること。

ア 入札者は、入札書を作成して記名押印の上封入し、封筒には、入札日、業務名、宛名並びに商号又は名称及び代表者名を表記して、公告に従って提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、アラビア数字で表示すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(2) 入札参加資格のある者が入札を辞退するときは、入札の期間前においては、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 入札者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

(4) 発電側課金は、入札価格に含まない。また、清算については、当該月の金額を翌月の請求金額から差し引くことにより行う。